

— 静かな夜と空を返せ —

発行日：2020年11月11日

発行者：大沢豊／福本道夫

No.46

横田・基地被害をなくす会 NEWS

原告団 NEWS No.37

合同 発行

連絡先：〒196-0001 東京都昭島市美堀町 3-13-1 留守 TEL&FAX : 042-542-5625

E-mail : なくす会⇒ yokota_nakusukai@yahoo.co.jp 原告団⇒ yokota9th@yahoo.co.jp

Web サイト <http://yokota-nakusukai.sakura.ne.jp/>

発行：横田・基地被害をなくす会／第9次横田基地公害訴訟原告団

※ NEWS は「横田・基地被害をなくす会」と「第9次横田基地公害訴訟原告団」の合同発行です。

横田基地・オスプレイに NO !



2020/10/1



第2ゲート前での
スタンディング



2020/10/1



2020/11/1



2020/11/1

オスプレイの横田基地への正式配備は 2018 年の 10 月 1 日 (実質配備は同年 6 月 23 日)。この日を忘れないように、毎月 1 日に横田基地第 2 ゲート前でオスプレイの配備に反対であるとの意思表示 = Standing を行っています。

↑ 中里副団長作の横断幕です。

羽村平和委員会提供の写真も掲示しました。→



—ますます増強される横田基地の訓練と演習強化— 基地に向け、住民の声を伝えたい！ 毎月“一の日”第2ゲート前スタンディング&リレートーク

第9次横田基地公害訴訟原告団 事務局長 榎堂 淨

10月1日は、2年前ここ米軍横田基地にCV22オスプレイ5機が正式に配備された日です。

配備2周年のこの日、いつもより多くも皆さんに呼びかけ30名を超える仲間が集いました。(久しぶりに警備の福生警察の人数を大きく上回りました・・)「オスプレイは返れ!」「静かな夜を返してください!」「日米地位協定違反の深夜低空訓練はやめろ!」「戦争のための基地はいらない!」・・・。毎月1日11時から第2ゲート前で、「横田・基地被害をなくす会」などの呼びかけで、三々五々住民

が直接基地に向かって地域の声を少しでも伝え抗議しようと声を上げ続けています。

この10月1日には、基地周辺の住民団体・地域がほぼそろい踏み、最も騒音がひどいといわれる基地北側の瑞穂町、オスプレイ配備以降訓練空域がさらに西側に広がった基地西側の羽村・青梅・あきる野市、さらに厚木・東富士演習場への空路、八王子・日野市、滑走路直下とも言える南側、福生・昭島市。さらに陸上自衛隊が横たわる東側、立川市。それぞれの思いと怒りを基地にぶつけました。

《 上告受理申立理由書・要旨 》

以下は、私たち弁護団が本年4月に最高裁に提出した上告受理申立理由書の要旨(要旨は、7月に提出)です。(これに続いて、10月にも補充書を提出していますが、この内容については、次号に掲載予定です。)

第1章 はじめに

本件の経過と上告及び上告受理申立ての概要
同種基地訴訟の係属と最高裁判所の判断・意見が必要であること

第2章 自衛隊機の飛行差止請求を却下した判断は、自衛隊法107条5項の解釈を誤ったものであり、違法であること

私人に義務を課すためには根拠法規がなければならないが、周辺住民に騒音の受忍義務を課するような法令は存在しない。法律の留保に反する。

また、訓令は、周辺住民に送達されることはなく、騒音の受忍義務を課されることについての補償も規定されていない。手続的規定が存在しない。

行政が関与する事実行為に対する民事上の差止を適法として判断してきた多数の判例・裁判例にも反している。

第3章 米軍機の飛行差止請求を棄却した判断が日米安保条約や民事特別法につき法令の重要な部分の解釈を誤っており、違法であること

原告ら日本国民が米軍機の飛行による騒音被害を受けている事実を認定しながら、その差止めについてはいわゆる第三者行為論を用いて実体的判断すら行わないという原

判決の判断は、米軍と日本の国内法の関係に関する解釈を誤り、米軍に国内法の適用がないことをもって米軍への請求を却下し、裁判を受ける権利を規定する憲法32条に違反している点で法令の解釈に関する重大な違法がある。

第三者行為論について、その根拠となる日米地位協定は、全面的に在日米軍の活動に対し国内法の適用を除外するものではなく、個別に適用除外や修正がある部分については規定するものであり、在日米軍にも国内法の適用があることは当然の前提である。更に日米安全保障条約では、「日本国の安全に寄与」する場合に、米軍が日本国内の基地を使用することを認める規定になっていることからすれば、日本国の安全に寄与しない場合には当然国が基地使用を中止させる権利を認めるものである。よって原告ら国民が騒音被害を受けているという前提がある以上、裁判所は第三者行為論を用いて門前払いをすることは許されず、差止めの当否について実体的に判断しなければならない。

第4章 コンター外原告の損害賠償請求を棄却した判断は民事特別法2条の解釈を誤ったものであり、かつ、重要な事項を含むものであること

告示コンターはコンター外の被害の実態を反映していない。また、騒音測定によると、コンター外の被害は告示コンター内の騒音被害と同程度である。原審の騒音調査の方法等による判断は上告受理申立人ら個人に対し、不可能を強いることに等しく、全くもって相当でない。以上より、騒音測定結果によると、コンター外の騒音被害は、コンター内における騒音被害と同程度のものである。

コロナ禍の中で自粛を強いられる私たち、それをあざ笑うかの如く横田基地での訓練演習の強化は目を覆うばかり・・・相次ぐ事故、飛来機を含めた訓練による飛行回数が増大、それに伴う騒音と事故に対する恐怖。(詳しくは、別の報告を参照願います)

11月1日・日曜日にもアピール行動。この日は「撤去の会」からお借りした、パラシュート降下訓練や、オスプレイのホバリングなどリアルなパネルを歩道の壁に展示してのアピールも。リーフレットも積極的に配布。この日は基地の休日？通りすぎる若いカップルや練習帰りの？若い学生さんらも注目してくれました。さらに基地第2ゲートから街に出かける軍属の家族、基地内建物屋上から注目する人、人、人。マア4.5人でしたが。

従来から持ち寄ってきている「オスプレイはいらない」「横田基地撤去」「静かな夜を返せ」などの横断幕、「第9次横田公害原告団」と並んで「普天間爆音訴訟団」ののぼり旗も、そう普天間原告団から

連帯の借り物。沖縄での反基地闘争との連帯も体現しています。こうした横断幕、バーナーが16号線を行きかうドライバーの方々にもアピールしています。「基地のゲート前で・・・何があるんだ？」誰も歓迎しているとは思いませんよね。とりわけ、原告団副団長の中里さん手作りの幟にオスプレイを擬した特大の横断幕は圧巻です。

12月1日も、そして元旦もゲート前に立ちます。地域住民の生の声、思いや訴えを基地に届けアピールし続けたいものです。読者の皆さん、時間を作って気楽に立ち寄ってみましょう。一言でも思いのたけを発してみませんか。毎月1日の日11時から約1時間、やっています。裁判所での訴え、政府、防衛施設庁や各自治体への申し入れ・署名提出、集会・デモ・・・などと並んで、基地への直接行動＝スタンディング&リレートークも重要なたたかいと実感しています。

(2ページ下から続く)

航空機騒音の受忍限度の判断においては高くとも70Wを基準とすべきであり、コンター外の騒音被害は、少なくとも70Wを超えるものと評価できる。

第5章 将来の損害賠償請求を棄却した判断は法令の解釈を誤ったものであり、かつ、重要な事項を含むものであること

1 請求適格を否定する昭和56年大法廷判決は判例変更されるべきである。少なくとも本件においては同判決の射程が及ばない。

(1) 同判決に付された団藤裁判官の反対意見等を総覧すれば明らかとなり、同判決は、今日においてはもはや妥当性を見いだせない。

現に不法行為を行っている被告が将来の侵害防止の可能性を根拠として賠償を拒否するのは不当であるし、原告の繰り返しの訴訟提起を求めることは被害者保護に欠け、免責事由は大部分が加害者の損害防止等の諸方策であって、不動産の不法占有と質的な区別が困難であり、原告と被告との、訴訟に投入可能な資源に格差があるうえ、将来の侵害の予防のためには、将来請求を認めて間接強制の途を開くことが必要であるからである。

(2) 横田基地が開設されてから現在に至るまで、すでに70年以上もの月日が経つ。むしろ、平成30年10月1日にはCV-22オスプレイ5機が横田飛行場に配備され、今後、令和6年頃までに更に5機が追加配備され、合計10機が配備される予定となっている。国側の措置以外の理由での被害の低減は予想されず、また、飛行回数や騒音の変動は想定されないこと等に鑑みれば、被害の継続は確実である。このように、基地被害が現在に至ってもなお継続し、かつ、加害者側において抜本的改善のための行動がないと

いう状況に鑑みれば、本件には、過去の裁判例の判断時点の社会的事情と比較して看過できない相違が生じており、昭和56年大法廷判決の射程は及ばない。

(3) また、想定される損害額変動事由は、(a)被害者の転居・転出・死亡、(b)住宅防音工事施工による減額、の2点に限られるが、いずれも起訴責任を転換すべき理由にはなり得ない。

(4) 被害者は、裁判を繰り返す以外に被害を回復することはできず、上記(a)(b)のような損害額変動事由はいずれも国において把握立証が容易なものであり、そもそも横田基地の利用状況等についても北関東防衛局が把握するものであって、起訴責任は被告受理申立人が負うべきである。長きにわたり被告原告人が被害を放置してきたことや、被告受理申立人らによる繰り返しの提訴の負担及び訴訟経済に鑑みても、起訴責任を被告原告人に負わせることが公平である。

(5) そして、仮に将来請求に終期を付するとすれば、オスプレイが令和6年頃までに追加配備される予定となっていること(原判決19頁)から、少なくとも令和5年12月31日までの間は、被害の発生が確実に継続するものとして、終期を同日に設定することができる。

2 よって、被告受理申立人の将来請求は、請求適格を有するものであり「あらかじめその請求をする必要がある場合」(民事訴訟法135条)に該当するから、同条該当性を漫然と否定して訴えを却下した原判決は、法令の解釈適用を誤っている。これは、民訴法135条の解釈に関する重要な事項(同法318条1項)である。

以上

全国基地連と共に最高裁要請

第9次横田基地公害訴訟原告団 団長 福本道夫

去る10月5日、全国基地連（全国基地爆音訴訟原告団連絡会議）は、首都圏3原告団とともに、最高裁に全国基地連の「基地被害の抜本的問題解決が図れる判決を求める要請書」を提出した。また同時に、私たち第9次横田原告団の「本年1月23日の東京高裁判決を見直す判決を求める要請書」を提出し、担当事務官に要請を行った。

今回の行動は、8月11日に続く2回目の行動で、参加者は第五次厚木基地爆音訴訟原告団、厚木基地爆音防止期成同盟、第2次新横田基地公害訴訟原告団、第9次横田基地公害訴訟原告団と弁護団、横田・基地被害をなくす会からの合計15名だった。

正午から1時間は、西門前で全国各原告団のアピールポ

ードを掲げての Standing、全国基地連 NEWS 最高裁特別号 No.3 の配布、ハンドマイクで最高裁への訴えを行った。

また、13時30分からは、最高裁担当事務官に上記の要請を行った。

最高裁で審理中の基地訴訟は、コロナ禍の中で私たちが身動きの取れない7月に普天間基地訴訟の決定（上告棄却）が出されたために、10月5日時点で4訴訟である。普天間の場合は上告後約1年2カ月後の決定であり、これに続く第2次新横田基地訴訟、嘉手納基地訴訟、岩国基地訴訟、第9次横田基地訴訟の上告に対する決定がいつ出されてもおかしくないという時期での行動だった。

なお、私たち原告団の要請内容は、以下のとおり。

最高裁判所 第二小法廷 ご担当判事の皆様
本年1月23日の東京高裁判決を
見直す判決を求める要請書

本年1月23日に出示された私たち第9次横田基地公害訴訟に対する東京高裁・控訴審判決は、到底受け入れることができないもので、「不当判決」と評価せざるを得ないものでした。

横田基地周辺に生活する住民が、裁判所が15回も「横田基地の騒音は違法状態」と断罪している夜間や早朝における爆音被害の軽減・解消を求めることは、最低限の要求ではあっても、無理難題を求めているものではありません。

横田基地周辺住民を苦しめているのは、夜間や早朝の爆音にとどまりません。第一に、訓練飛行中の軍用機による相次ぐ部品落下事故と傍若無人の低空旋回飛行です。常に墜落の恐怖を感じながら生活せざるを得ないこと。近年では、パラシュートによる高高度からの人員降下時における失敗事故（直近では、2019年1月8日・9日、2020年7月2日・7日）や、物資投下訓練における失敗事故が繰り返されています。第二に、基地所属の軍人・軍属らによる犯罪事件が後を絶たないこと。第三に、発がん性物質PFOS等含有の泡消火剤流出による基地周辺地域の土壌汚染、航空機燃料漏出や軍用機から排出される排気ガスによる公害など、深刻な環境破壊を強いられていること。第四に、2018年10月に正式配備されたCV22 オスプレイが低周波音被害を飛躍的に増加させていること（木造住宅では地震時のようなガタガタする揺れ、マンション等においても窓のサッシがビシビシ揺れるなどの振動を引き起こす事態となっています。）。第五に、2019年度の飛行回数は14,089回（福生市測定値）を記録し、イラク戦争（2003年度）時の12,754回を超える異常事態となっていることです。

横田基地公害は複合汚染化しつつあるといっても過言ではありません。

これらのことから、本年1月23日の東京高裁判決（阿部

潤裁判長）は、これらの被害の実態を把握する努力を怠った重大な誤りのある判決であったと指摘せざるを得ません。

高裁は、わずか1回の審理（昨年9月17日）で結審させ、「裁判を受ける権利」を裁判所自身が侵害しました。オスプレイによる騒音被害が増大している実態を学者による意見書などをもって明らかにしたにもかかわらず、一顧だにしませんでした。また、原告らが同被害の甚大化を準備書面によって切実に訴えたにもかかわらず、原告の意見陳述を拒否し、「現場検証」すら放棄して、他基地訴訟のコピーのような判決を書いたことは暴挙と言わざるを得ません。

また、「騒音は違法状態」と自ら判決文において記しながら、「騒音被害の根本原因」である夜間早朝などの飛行規制について一歩も踏み込む判断をしませんでした。米軍と共同し軍事行動を強化する現政権にすり寄った判決に他なりません。三権分立の泣き声に裁判官は耳をそばだてよ！と私たちは訴えたいと思います。

最後に、最高裁には次の三点を受け止めた審理を訴えたいと思います。

一つは、同じ米軍基地を国内に有する敗戦国ドイツやイタリアと同様、駐留米軍は同国の主権下に置かれていることを基本にして審理することです。日本国内で米軍のやりたい放題を容認してきた「第三者行為論」は採用すべきではありません。

二つは、2018年の全国知事会において知事47人の総意で「日米地位協定の根本的な見直し」が決議されたことを踏まえて審理することです。在日米軍基地があるが故の被害に日々直面している地方自治体首長の総意を尊重し、国の不作為にメスを入れる判決が求められているのです。

三つは、「被害者に泣き寝入り」を強いる高裁判決を破棄し、早朝夜間の飛行差し止め、オスプレイ配備中止などに踏み込み、審理のやり直しを求める最高裁判決を期待しています。

2020年10月5日 第9次横田基地公害訴訟原告団

日米両政府、説明責任果たせ

—泡消火剤流出事故—

(普天間基地爆音訴訟原告団)

高橋 年男

以下は、2020年10月13日の琉球新報「論壇」に掲載された、普天間基地爆音訴訟原告団の前事務局長・高橋年男さんの文章です。本人の許可をもらって掲載しました。泡消火剤の流出については、横田基地も同様に危険状態にあります。私たちがこの実態を忘れることなく、日米政府を追及し続けましょう。

(横田・基地被害をなくす会 事務局)

春先に植えたオクラが花をつけ、ウーマクワラバーが実をつみ「採れたよー」と食卓がにぎやかになった夏。いつの間にか、幼子の背丈では「抱っこ」しないと届かないほど高く秋の空に伸びた。新型コロナウイルスのもどかしい日々のうちに、4月の普天間での有機フッ素化合物(PFAS)を含む泡消火剤の流出事故から、はや半年が過ぎた。

新聞報道などで、明らかになった事故の輪郭は、およそ次のようなものである。

国外から戻ったオスプレイ部隊が、コロナ対策で格納庫に隔離されていた。「土気高揚のため」のバーベキューここで行ったところ、火災警報装置が作動。あつという間に泡消火剤が約28分間も噴出し続けた。スプリンクラーの止め方を誰も知らなかった。泡回収用の地下タンクは雨水で埋まり役に立たなかった。シャッターは故障で、手動でも閉まらず、泡を格納庫内に封じ込めることができなかった。

原因は、隔離中のオスプレイ部隊のバーベキューとずさんな施設管理。泡に触れた隊員の内3人が激しい頭痛、

吐き気、呼吸困難、手足のかゆみ、せきやのどの痛みの急性症状を訴えた。事態の重大さに中隊長も基地司令官も、その日その場で気づいた。だが、いや、だからこそ米軍は「泡は有毒ではない、触れることによる差し迫った危険はない」と虚偽のプレスリリースをしたのだろう。汚染責任を逃れるための卑劣なダブルスタンダードだ。

日米両政府が合意し共同発表した環境原則では、人の健康への「明らかになっている、差し迫った、実質的脅威」(KISE)となる汚染について、いかなるものでも浄化に直ちに取り組むとの政策を再確認するとしている。海兵隊員に健康被害が起きたことが調査報告書の通りなら、これはKISEに該当の案件だ。責任は現場司令官にある。正確な説明と謝罪、汚染・被害を浄化・回復する責任である。

半年も放置されたこの問題は、一過性の事故処理として幕引きされてはならない。故意または重大な過失による環境事件だからだ。繰り返される泡消火剤の放出により蓄積された汚染は、地下帯水層を経て、湧き水や河川、農業用水、水道水を汚染する「人の健康と安全に対する、差し迫った、実質的な脅威」である。

普天間も嘉手納も、消火訓練のファイヤーピットが最もひどい汚染源ではないかと疑われる。司令官は、沖縄県や市町村が求める立入調査を認め、情報開示をもって説明責任を果たすべきだ。次世代に、負の遺産を残すわけにはいかない。

(宜野湾市、有機フッ素化合物汚染から市民の生命を守る連絡会)

2020/10/5 最高裁前(全国基地連)行動

下の写真は、ハンドマイクで訴える第9次横田基地訴訟弁護団・馬場先生(その右は全国基地連・金子代表、横田・基地被害をなくす会・塚本事務局長)



訴えのチラシをまく参加者。手前左は、棟棠原告団事務局長。右側が最高裁の入口

横田基地・CV-22B オスプレイの動向 (2020年9月～11月)

この間のオスプレイの主な動きについて報告する。この報告は、あくまでも特徴的な動きをした場合のみの報告であり、また、情報が入手できない場合も多々あることを了解いただきたい。

主な情報源は、yokotajoho のブログであり、その他は、横田・基地被害をなくす会に寄せられた情報をもとにまとめたものである。

(横田・基地被害をなくす会 事務局)

- * 9月9日：1機が基地西側を2～3回旋回し、いずこかに～22時49分に帰ってきて、しばしホバリング～22時53分に着陸。
- * 9月13日：2機が(青森県)三沢基地に向かった模様。
- * 9月20日：1機が三沢基地に向かった模様。
- * 9月30日：1機が三沢基地に向かった模様。
- * 10月6日：いつの間にか戻ってきていた1機が三沢と行き来していたようで、22時29分に(三沢に向かって?) 離陸した。
- * 10月14日：14時過ぎから離着陸訓練やホバリン

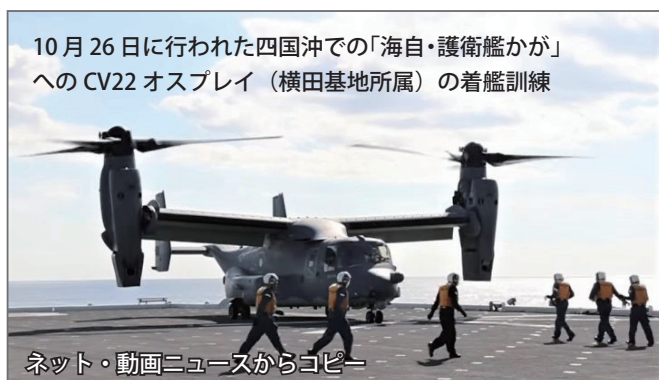
グを繰り返し、訓練終了は21時頃。

- * 10月21日：15時過ぎからホバリングしてホイスト訓練。担架や兵士が兵士を抱えて吊り上げ・吊り下げる訓練。低空でホバリングする状態でロープをたらし、兵士が降りる訓練等を行う。→ホバリング音がうるさい。
- * 10月26日：正午前から3機が動き出す。この日四国沖の海自・護衛艦「かが」で着艦訓練を行ったのは、3機の中の2機らしい。
- * 10月28日：離陸した2機の内1機は山口県岩国基地との往復飛行。
- * 10月30日：1機が岩国基地との往復飛行。
- * 11月3日：夕方から2機が動き出す。ホバリングや離着陸訓練を実施したのち埼玉県や相模湾方面に向かった模様。
- ※この間、後部ハッチを開けて機関銃の銃身が目撃されたのは、10月14日・15日・28日、11月2日・5日。夜間飛行の場合は、判断できない場合が多い。

写真で見る活動報告／オスプレイの運用状況



10月4日に行われた全国基地連のオンライン会議の様子(PC画面)(敬称略)(上段左から)厚木・斎藤、第9次横田・福本(カメラ)、小松・長田、(2段目左から)厚木・大波、普天間・玉元、新田原・佐川、(3段目左から)新横田・奥村、(厚木爆同・荻窪)、金子代表、(最下段左から)嘉手納・平良、岩国・大月の各氏…各団体の報告、諸問題、全国基地連の今後の活動についての議論を行った。



10月26日に行われた四国沖での「海自・護衛艦かが」へのCV22 オスプレイ(横田基地所属)の着艦訓練
ネット・動画ニュースからコピー



2020/6/30 基地内で行われたホバリングしての人員降下訓練～10月21日も同様の訓練が行われた。写真提供：羽村平和委員会

経過報告と今後の予定 (2020年9月17日～)

- * 9/19 NO WAR ! 八王子アクション
- * 9/23 解放出版社取材 (横田基地と住民運動)
- * 9/23 オスプレイ…東日本連絡会 Zoom 会議
- * 9/26 オスプレイ反対署名→雨天中止も短時間実施
- * 10/1 オスプレイ基地第2ゲート前 Standing
- * 10/1 なくす会+原告団役員会議
- * 10/3 三多摩反核平和の火リレー
- * 10/5 最高裁 Standing と最高裁申し入れ (全国基地連)
- * 10/5 オスプレイ横田配備反対連絡会
- * 10/10 横田基地もいらない市民交流集会
- * 10/16 オスプレイの横田基地配備を許さない! 三多摩集会
- * 10/21 立川労金賠償金残金, なくす会→原告団に送金
- * 10/22 オスプレイ…東日本連絡会 Zoom 会議
- * 10/29 全国基地連事務局長 Zoom 会議①
- * 10/31 オスプレイ反対署名・宣伝行動 (西武立川駅南口)
- * 11/1 オスプレイ基地第2ゲート前 Standing
- * 11/1 「改憲阻止! 大行進」集会
- * 11/4 全国基地連事務局長 Zoom 会議②
- * 11/5 なくす会+原告団役員会議
- * 11/11 NEWS印刷～送付準備
- ☆☆☆☆☆☆☆☆以下は今後のスケジュール☆☆☆☆☆☆☆☆
- * 11/13 オスプレイ反対署名集約作業
- * 11/16 オスプレイ横田配備反対連絡会
- * 11/17 オスプレイ…東日本連絡会政府交渉
- * 12/1 オスプレイ基地第2ゲート前 Standing
- * 12/2 三多摩東地区オルグ
- * 12/3 なくす会+原告団役員会議
- * 12/4 三多摩西地区オルグ
- * 12/5 練馬区…区民集会 (練馬区職労等) (報告)
- * 12/6 オスプレイ反対署名・宣伝行動 (立川駅北口テラス)
- * 12/6 オスプレイ配備弾劾・横田デモ
- * 12/13 厚木爆同・町田集会 (報告)
- * 2021/1/7 なくす会+原告団役員会議
- ***** 基地の状況など *****
- * 飛来機による主な訓練飛行
注) T&G= タッチアンドゴー, LP= ローパス, P= パラシュート降下訓練
- 9/17 電子戦戦闘攻撃機 EA-18G ③機着陸～離陸
- 9/21 特殊戦機 MC-130J (嘉手納) T&G 約 10 回

- 9/28 対潜哨戒機 P-8A (米海軍) T&G7 回
- 9/29 対潜哨戒機 P-8A (米海軍) T&G6 回, LP2 回
- 10/4 対潜哨戒機 P-8A (三沢基地) LP1 回、T&G15 回
- 10/8 軽輸送機 UC12F (厚木基地) T&G2 回
- 10/14 輸送機 U-4 (空自・入間基地) LP 1 回
- 10/16 軽輸送機 UC12F (厚木基地) LP 1 回
- 10/17 戦闘機 F-16 ④機 (三沢基地) が着陸～離陸。
- 10/22 軽輸送機 UC12F (厚木基地) T&G1 回, 対潜哨戒機 P-8A (米海軍) T&G13 回
- 10/26 軽輸送機 UC12F (厚木基地) T&G1 回
- 11/1 飛行点検機 (米連邦航空局) CL-601 基地周辺, 神奈川, 埼玉を何度も旋回
- 11/2 飛行点検機 (米連邦航空局) CL601, 6 基地付近や埼玉, 神奈川を旋回
- 11/3 飛行点検機 (米連邦航空局) CL601 基地上空を何度も旋回
- 11/5 対潜哨戒機 P-8A (三沢基地) LP1 回
- 11/6 対潜哨戒機 P-8A (三沢基地) T & G 7 回 & LP 1 回,
- 11/6 空中給油機 KC-130 (岩国基地) T&G11 回
- * 台風避難による他基地からの飛来か?
- 9/2 空中警戒管制機 E-3B (嘉手納), 電子偵察機 RC135 ③機
- 9/3 戦闘機 F-15 (嘉手納) ②機
- 9/4 地上目標監視機 E-8C
- 9/5 空中警戒管制機 E-3B (嘉手納), 電子偵察機 RC-135 ③機 空中給油機 KC-135 ④機 着陸
- 9/7 E8C, RC-135 ③機, E-3B, KC-135 ②機離陸
- 9/8 (火) KC-135 離陸
- * その他
- 9/17 C-130 着陸時に消防車, 救急車, パトカーが待機。着陸後即エンジン停止後車で基地南端へ。
- 9/28 R Q 4 B グローバルホーク全⑥機グアムに帰投と発表
- 10/10 ~ 11/4【10/19 ~ 10/24 に東富士演習場で実施の「104 訓練」(実弾射撃訓練)】参加の海兵隊員の輸送経由地として使用
- 10/27 CV-22 で担架を使つての吊り上げ訓練 & 人が人を抱えての吊り上げ訓練 & 低空でホバリング中ロープを使って降下訓練
- 11/2 (月) ~ 11/4 (水) 日米施設部隊による共同の滑走路被害復旧訓練=空自、小型人員輸送車等約5両、米空軍、被害復旧機材等約 10 両が参加
- * オスプレイの動向 (6 ページ参照)

「うるさい!」と思ったら…

各自治体には、苦情としてお伝えください。件数が記録されます。

抗議先一覧

- 横田基地：042-552-2511
- 航空自衛隊横田基地：042-553-6611
- 防衛省北関東防衛局：048-600-1800
- 防衛省横田防衛事務所：042-551-0319
- 外務省：03-3580-3311
- 東京都庁：03-5321-1111
- 瑞穂町役場：042-557-0501
- 羽村市役所：042-555-1111
- 福生市役所：042-551-1511

- 昭島市役所：042-544-5111
- 立川市役所：042-523-2111
- 武蔵村山市役所：042-565-1111
- 日野市役所：042-585-1111
- 八王子市役所：042-626-3111
- あきる野市役所：042-558-1111
- 青梅市役所：0428-22-1111
- 入間市役所：04-2964-1111
- 飯能市役所：042-973-2111

諸行動のお知らせ

【オスプレイ関連行動】

- ◇ 12月1日（火）11時～12時
横田基地第2ゲート前でスタンディング
- ◇ 12月6日（日）13時30分～14時30分
立川駅北口テラスで署名、宣伝行動
- ◇ 2021年1月1日（金）11時～12時
横田基地第2ゲート前でスタンディング

- ◇ 2021年2月1日（月）11時～12時
横田基地第2ゲート前でスタンディング

【予定されている行動（日程未定）】

- ◇ 最高裁前スタンディング（年内を目標）
- ◇ 全国基地連政府交渉（年度内を目標）
- ◇ オスプレイ…連絡会の署名提出と政府交渉（年度内を目標）

NEWS内容（目次 = CONTENTS）

横田基地オスプレイにNO！……………	1	泡消火剤流出事故～日米両政府、説明責任果たせ……	5
毎月“一の日”第2ゲート前・スタンディング……………	2	横田基地・オスプレイの動向、写真で見る活動報告……………	6
上告受理申立理由書・要旨……………	2	経過報告と今後の予定……………	7
全国基地連と共に最高裁要請……………	4	うるさい！と思ったら……………	7
		諸行動のお知らせ、目次、天欄……………	8

天欄

◇コロナ事態で過ぎていった夏。横田基地でも立川基地でも訓練が激しく続いていました。

自衛隊の広報紙『朝雲』によれば、日米合同の軍事演習は激しく続いていて、例えば8月中旬には沖縄周辺で行われた共同演習に39機の日米空軍戦闘機、警戒管制機、ステルス戦闘機が参加。8月下旬から9月初旬にかけての北方共同訓練では、三沢・嘉手納・千歳・小牧・入間・三保の部隊が千歳に結集し、参加した日米両軍の要員200名は宿泊先のホテルから外出禁止だったそうです。

同紙のコラム欄で防衛大学の村井名誉教授という人が、尖閣諸島をめぐる中国との戦争を予測して、「中国は千人の死者に耐え、日本は百人の死者に耐えない」と「損害許容限度」が日本は低い、と嘆いています。兵隊の命などなんとも思わない旧日本軍の認識は連綿と続いています。「天声人語」風の別のコラムで、この人は「核開発が第二次世界大戦の帰趨を決めた。新型コロナの時代、ワクチンで先行できれば、核兵器と同様に世界の力関係を変えうる」とも書いています。ワクチンで勝てば世界を支配できる、と平気で書く人が日本では軍隊のトップの位置にある、それも堂々と。と暗い気分になりました。

その一方で、こんな記事も。アメリカの隣国カナダ。アメリカとは準同盟国です。カナダにはアメリカと異なり国民皆保険制度があり、社会保障にも力を入れています。カナダの国防費は低レベル。装備も貧弱で、老朽化した戦闘機を修理して使用年数を伸ばしています。「防衛白書」も毎年発行していません。自主外交路線で、朝鮮戦争や湾岸戦争には派

兵しましたが、イラク戦争支持は打ち出さなかったそうです。木更津に配備された自衛隊

オスプレイが運用を開始するそうです。

さて、家にこもっている日々、読んだ本の一冊をご紹介します。第一次世界大戦のさなか、スペイン・インフルエンザが世界を席卷しました。速水融著『日本を襲ったスペイン・インフルエンザ—人類とウイルスの第一次世界大戦』（藤原書店）。速水の推計によればこのときの日本での死者は約43万人でした。当時の日本の人口は約5600万人。被害は実に甚大です。入営したばかりの初年兵の多くが罹患して死亡しています。入営してすぐ罹患し、一か月もたたないうちに遺骨になって故郷に帰る若者が多く、各地の地方新聞が丹念にそれを報道しています。速水は初年兵のインフルエンザによる死亡報道の多さに「なぜ損害報道が多かったのだろうか？」と疑問を提起し、「治安維持法制定前の事件だったからか？」と書いています。今、現在、米軍も自衛隊も罹患者数をできるだけ隠そうとしていることと対比して、考えさせる記述です。速水はまた、植民地だった朝鮮などにも注目し、「ウイルスが住民を平等に襲ったとしても、罹患後の処理は平等ではなかったと考えるべきだ」と、実際の罹患率と死亡率を対比して論じています。コロナ事態になったから、読んだ本。一読をお勧めしたい本です。(K)

◇米大統領がバイデンになって横田基地は変わるのだろうか。願わくは世界が少しでも平和の方向に動き、戦争や飢えで死ぬ人が少しでも減ればよいのだが。いつも弱者にしわ寄せがいくのが常だから。(M)